

当院の医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報取得・活用等について

1. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
3. オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている
4. 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
5. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
6. 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている

令和 6 年 6 月 1 日

医療法人長久堂野村病院

病院長 野村 真哉